

さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

みどり野

2022年
新春号

さっぽろ法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900

FAX:011-272-1885

<http://www.sapporo-law-office.com>

「化石賞」を贈られた日本

弁護士
猪狩 久一



COP26 (国連気候変動枠組条約第26回締約国会議) は、気候危機への対策として、エネルギー転換、特に、「脱石炭」に向けての行動を進めるべきとの方向を示した。CO₂の排出削減措置のない石炭火力から、先進国は30年代に、世界全体では40年代に離脱するとの内容の「脱石炭声明」に46カ国が賛同し、「脱石炭」が世界の潮流となっていることが示された。岸田首相は、水素やアンモニアを石炭に混ぜて燃やす技術を開発し、温室効果ガスを排出しない火力発電に転換すると演説し、実用化のめども立ってない「新技術」を前提に、石炭火力発電温存の姿勢を示した。この岸田演説や、日本が「脱石炭声明」に参加しなかったこと等から、日本は、「気候変動対策に後ろ向きな国」として、世界の環境NGOから「化石賞」が贈られた。石炭は、温暖化ガスを一番多く出す化石燃料といわれており、日本は、排出削減目標の見直し等、上位の排出国としての責任に向き合わなければと思う。

あけましておめでとーございます

新自由主義の問題、ジェンダーの問題、気候変動の問題など、世界的にも日本国内においても重要で喫緊の課題について、少しづつではあります、社会の受けとめが変化してきたと感じられる旧年でした。政治も社会も、一足飛びには変わりませんが、一進一退を繰り返しながら、少しずつ発展することは歴史が証明しています。旧年の総選挙で、政権が変わることはありませんでした、政治も社会も、少しづつではあるものの、良い方向へ進んでいくと考えます。

今年も、自由、民主主義、個人の尊重、人間の命を大切にすることを社会的実現を目指すとともに、皆さまの期待に応えるべく、精進してまいります。

今年もどうぞよろしくお願いたします。

二〇二二年一月

さっぽろ法律事務所

就労支援型A型事業所の解雇事件について

弁護士
平澤 卓人



◀旧年は共著で『図録知的財産法』『18歳からはじめる知的財産法』を出版しました

就労支援A型事業所の閉鎖に伴い、障害のある利用者らが解雇を通知され、体調を崩して倒れる人も出るなどしていた事件について、西村武彦弁護士を中心に弁護団で取り組んできましたが、札幌高裁で勝利判決を得て、最高裁で確定しました。就労支援A型事業所とは、障害等のある人に対して、働く機会を提供し、訓練を行うというものです。近年、様々な会社が事業所の運営に参入しましたが、閉鎖に伴う利用者らの解雇も相次いでいます。札幌高裁は、障害の特性を踏まえて丁寧に説明や十分な再就職の支援を行うなどして理解を得よう努めるべきであったとしています。事業所閉鎖に伴う安易な解雇に警鐘を鳴らすものです。

地域社会の再生を

弁護士
長坂 貴之



日弁連は昨年秋の人権大会で「地方自治の充実により地域を再生し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を求める決議」を出しました。

首都圏一極集中が進む中、地方の地域は人口減により雇用や社会保障が不安定になり、地域産業の後退や人員削減等による自治体の公共サービスの低下などが進んで、地域住民の生存権が脅かされようとしています。

一方で、地域資源を活かして地域経済を持続的に発展させている自治体もあり、そこでは住民と自治体の協働が実践されています。

まさに憲法が保障する地方自治の本旨である住民自治と団体自治が機能していると言え、このことが地域社会の再生の鍵になります。

上記決議をぜひ日弁連HPでご覧下さい。



風の強い日の旗は美しい

弁護士
猪狩 康代

俳人夏井いつきさんが紹介されている言葉です。PHP社が、「心が強くなるいい言葉」とのテーマで記事を掲載し、発行した雑誌の表紙にこの言葉が書かれていて、店頭で目にした時、心に飛びこんで来ました。中学校の教師をしていた夏井さんが、教師としての力量を問われる場面に直面し、仕事と子育てで毎日が大変、様々な重圧に押しつぶされそうになっていたときに、先輩の教師の方が用意された生徒指導用の資料に書かれていた言葉とのこと。「しんどいときは、強く風の中ではためく旗を思おう。風があるから、旗は美しくはためくことができる。」夏井さんはそう受けとめ、どんなに強い風が吹きつけようと、凜として立ち、前に向かって進むのだとご自身を奮い立たせてきたとのこと。私も、折々に、自分を支える言葉にしたいと考えています。



労災認める判決まで、5年半のたたかい

弁護士
大賀 浩一

◀「勝訴」のスマホケースを手に

昨年11月、大手損保会社でのパワハラによる精神障害発症につき、労働基準監督署長の休業補償給付不支給処分を取り消す判決が札幌地裁で出され、そのまま確定しました。

原告は、アジャスターとして25年も活躍し、社長賞も受けたベテランですが、異動先の所属長から目を付けられ、同僚らの面前で連日のように叱責され嫌がらせを受けた挙げ句、わずか4か月で病気休職に追い込まれました。幸い、後任所属長が同僚らからヒアリングを行い、原告や奥さんにその結果を報告してくれたため、その内容を労災申請の証拠として提出しましたが、それは事実と反するとの文書が会社から提出されたため労災と認められず、不服申立も斥けられました。

原告はこれにめげずに行政訴訟を起こし、15回の期日、7人の人証調べを経てようやく勝訴判決を得ることができました。受任から5年半、原告とは文字通り二人三脚でたたかってきた賜物です。



『憲法ボードゲーム』 やってみませんか？

弁護士
神保 大地

◀これが憲法ボードゲームです

私が共同代表を務めるあすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)では、憲法を楽しく遊びながら学べる『憲法ボードゲーム』を作りました！

最大5～6名でプレイするボードゲームで、参加者全員で力を合わせて日本中にkenpoバリアを張り、基本的人権を守る！というゲームです。やり始めたらハマります。子どもが寝た後に、オンラインで日本各地の親戚をつないで24時までやったほど。詳しいルールは、私がお邪魔して伝授いたします！

お問い合わせは、あすわかHP (<https://www.asuno-jiyuu.com/>→グッズ→憲法ボードゲーム)まで。まずは体験してみたいという方は私にご連絡ください。憲法を楽しみましょう！



生活保護

弁護士
山本 完自

相談をお受けしていると、時折、収入が減って(低くて)生活していけないという方がおります。そうした方で、資産もない方には、生活保護の利用をお勧めすることがあります。

生活保護は、基準額の引下げ、不当なバッシング、生活保護課・福祉事務所による不法な運用等の問題もありますが、憲法25条で定められた健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するために設けられているものです。生活保護を本来は利用できるのに実際には利用できていないというのは、最低限度の生活すらできていない状態であることを意味します。

働いていても、持ち家や自動車があっても、収入が少なく、他に資産がない場合には、生活保護を利用できる場合があります。

必要な人が生活保護を利用することは、法で認められた権利です。



人の自由を怒るな、己の不自由を怒れ

弁護士
川上 麻里江



婚姻と社会的承認

弁護士
高橋 友佑

他人の結婚に口を挟むのは、どんな心理ゆえなんだろう。相手にとっての幸福と、自分の幸福との区別がつかないのだろうか。

有能な人が実力を伸ばすための教育に、個人で多額のお金を積まなくてはならないのは、本来おかしいことではないか。自由に振る舞う誰かが許せないとき、怒るべき対象を誤ってはいないか。報道の優先順位はこれでいいのか。国家のためにと正当化されたり、仕方がないと見逃されたりする犠牲があるのだとしたら、国家とは何のために、誰のためにあるのか。

去年は、そんなことを思われる一年でした。特定の誰かのことではありません。多くの人に、心当たりがあるはずのことです。

2021年は、親族や親友の結婚式ラッシュで、新郎新婦から沢山の幸せを分けていただいた1年でした。

私も弁護団の一員である「結婚の自由をすべての人に」訴訟では、婚姻に伴い生じる権利・利益の重要なものの1つに、社会的承認が挙げられると主張しています。結婚式はまさに新郎新婦が親族、友人、仕事仲間等から祝福を受け、社会的承認を受ける場であるとしみじみ感じました。

2021年3月17日に札幌地裁において違憲判決が言い渡された「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、現在、闘いの舞台を札幌高裁に移しています。

1日も早く、同性パートナーも法的な婚姻とそれに基づく社会的承認が受けられる日がくるように、引き続き頑張ります。ご支援のほどよろしく申し上げます。

初回 相談無料

初回相談は60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談(即日相談)に応じます。
土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間：平日 午前9時～午後5時30分



※土・日・祝日はお休みをいただいておりますので、ご相談は事前に電話予約(平日)が必要です。

※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社にご請求させていただく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。

- 常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しください。
- ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参ください。
- 当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



さっぽろ法律事務所

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885

URL→<http://www.sapporo-law-office.com>

※電話の受付時間は平日の午前9時～午後5時30分です。
※FAXの受付時間は終日です。



さっぽろ法律事務所

検索